

中小企業等賃上げ・人材確保 環境整備応援事業補助金



申請期間を延長します!

賃上げ・人材確保のために

就業規則を見直しませんか?



✓ キャリアアップ助成金の活用に向けた正社員化・処遇改善の取組

人材開発支援助成金の活用や労働者の教育訓練休暇給付金に対応する就業規則の整備

※令和7年7月に新設された「短時間労働者労働時間延長支援コース」でも活用できます。

型

| 滋賀県若年層等確保・定着支援補助金の活用に向けた | 奨学金返環・スキルアップ支援手当等の創設

申請締切

令和7年12月10日(水)

※予算額に達すると見込まれる時点で申請受付を終了します

補助上限額
※補助率2/3以內

10層

1.補助対象事業者

県内に事業所を有する中小企業者

※社会福祉法人、一般社団法人等を含む

2.補助対象経費

社会保険労務士等が行う計画的な賃上げ・人材確保に向けた 就業規則等の見直しおよびこれに係る調査に要する経費

※消費税および地方消費税相当額は除く

3.主な補助要件

- ●賃上げ・人材確保に向けた行動計画の作成
- ●改正後の就業規則等の従業員への周知
- 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録

※「ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」は、企業の自主的な取組の促進を図るため、誰もが働きやすい労働条件や職場環境の整備に積極的に取り組む企業を応援する県独自の制度です。



しがネット受付サービスがオススメ

お手続きの流れ

申請

審査・補助金 交付決定

交付決定後、事業実施 ●事業完了報告

審査・補助金額の確定・お支払い

補助金の受取

申請・問合せ先

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 TEL.077-528-3697

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/336290.html

詳細は WEBサイトを ご確認ください





賃上げ支援

想定される環境整備

法定を上回るものが対象です。

従業員の所得向上を図るための措置

- ・ベースアップや新たな手当の創設に基づく就業規則等の改定
- ・正社員への転換制度の創設
- ・奨学金返還支援手当の創設(若者支援)
- ・高年齢者の雇用管理制度を整備 (65歳以上の就業機会確保等)
- ・副業を容認する労務管理制度の整備等

介護職員等の 処遇改善加算に向けた 賃金規程の整備なども◎



リスキリング等従業員の能力向上を 促進するための措置

- 教育訓練休暇制度の導入
- ・研修支援制度の整備や体系的な研修制度の創設
- ・人事評価制度と連動した人材育成制度の導入 等

両立支援

出産、介護、病気等による離職を防止するための措置

- ・男性育児休業の取得を促進するための措置
- ・業務代替職員応援手当の創設 (育児休業、介護休業、長期病気休暇、リスキリング等研修期間等)
- ・法定を上回る子の看護休暇制度や子育てのための休暇制度の導入等

働き方改革・ 休み方改革 支援

ワーク・ライフ・バランスを推進するための措置

- ・労働時間を削減するための措置 (フレックスタイム制度、勤務間インターバル制度、労働時間管理制度等)
- ・休日を増やすための措置 (選択的週休3日制、勤務体制の変更による年間休日の増加等)

県の補助金と併せて国の助成金の活用が想定されます。 詳しくは厚生労働省HPをご確認ください。

賃上げ支援

・業務改善助成金 ・キャリアアップ助成金

人材育成・リスキリング支援

· 人材開発支援助成金

両立支援・働き方改革支援

- ・両立支援等助成金
- ・働き方改革推進支援助成金



厚生労働省HP 事業主の方のための 雇用関係助成金

など